

□大和都市計画地区計画の決定（橿原市決定）

大和都市計画地区計画 東坊城町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	東坊城町地区地区計画	
位 置	橿原市東坊城町の一部	
面 積	約 3. 2 ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、橿原市の西部に位置し、近鉄南大阪線の坊城駅から約 300m である。京奈和自動車道が供用されることによる本地区の利便性の向上に伴い、土地の利用が見込まれている。 このため、地区計画の策定により適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を形成及び保持していくことを目標とする。
	土地利用の方針	優れた交通条件を活かし、健全で合理的な土地利用を図るために、商業・業務機能の集積を推進するとともに、周辺農地や住宅地等との調和が図られ、幹線道路沿道にふさわしい市街地を形成する。
	地区施設の整備の方針	地区内の生活道路を整備することにより、利便性と安全性の向上を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な商業・業務環境を保持すること及び美観上等からの配慮により、建築物の用途の制限、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①ホテル、旅館 ②カラオケボックスその他これに類するもの ③マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線 までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、以下 のとおりとする。 ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に存す る建築物については、当該規定は適用しない。 ① 道路の境界線 1. 0 m ② その他の隣地境界線 0. 5 m
		建築物等の形態又は 意匠の制限	①建築物の外観の各立面の色彩は、刺激的な色彩や装飾 (光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。)を避け、 周辺の眺望・景観と調和するよう配慮したものとする。 外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、地区の環境 に調和した落ち着いたものとする。 ②表示又は掲出することができる屋外広告物は、自己の用 に供し、周辺の眺望・景観と調和するように位置、大き さ、設置方法、色彩等に配慮したものとする。
		かき又はさくの構造 の制限	道路境界線側にかき又はさくを設ける場合は、宅地地盤 面からの高さが1. 5 m以下のフェンス、鉄柵等の透視可 能なもので、美観を損ねるおそれのないものとする。ただ し、フェンス等の下に積むコンクリートブロック類の高さ は、宅地地盤面から、6 0 cm 以下とする。ただし、生け 垣はこの限りでない。 ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に存 するかき又はさくについては、当該規定は適用しない。
区域は、計画図表示のとおり。			